

令和7年12月9日  
子ども政策課

## 「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の代用計画に係る意見聴取について

港区子ども・子育て会議条例第3条第1項に基づき、「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の代用計画について、意見聴取を行います。

### 1 代用計画及び意見聴取の概要

令和8年度から乳児等通園支援事業が給付制度として本格実施されることに伴い、港区における第三期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」といいます。）である、「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」への必須記載事項として次の2点が国から示されました。

- |   |
|---|
| (1) 乳児等通園支援事業にかかる量の見込みと確保方策<br>(2) 乳児等通園支援事業にかかる教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容 |
|---|

この2点については、市町村計画の見直しが困難な場合の代替措置として、代用計画の策定及び地方版子ども・子育て会議での意見聴取を行うこととされております。

港区においては、(1)を既に「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」で記載しているため、(2)のみの代用計画を策定し、港区子ども・子育て会議における意見聴取を行います。

### 2 意見聴取対象の代用計画

別紙「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画」のとおり

## 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

港区

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

○ 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ先について、保育コンシェルジュ等を通じて案内するほか、合同研修会等の場を活用するなど、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。